

パブリックコメント「朝霞市総合計画条例案の概要」への意見等及び対応について

NO	意見等の内容	回答	所管
1	<p>1. 議会の議決</p> <p>4 議会の議決等</p> <p>市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決を経なければなりません。</p> <p>とあるが、基本構想も含めた「総合計画」そのものの議決をすることにより、計画の深掘り、チェック等行きわたるのではないか</p>	<p>総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。基本構想は10年、基本計画は前期、後期でそれぞれ5年、実施計画は3年ですが、毎年度見直しをしている計画です。</p> <p>基本計画と実施計画については、それぞれを議決事項とすると、近年、時代の流れが非常に早いことから、基本計画を変更する必要性が生じた際に、その変更には時間を要することとなり、柔軟に対応できなくなることが懸念されるため、10年間の長い期間で目標を設定した基本構想のみを議決事項にすることで考えています。</p> <p>なお、基本計画と実施計画については、それぞれ策定前に議会に対して説明を行ない、ご意見等を伺っています。</p>	政策企画課
2	<p>2. 公募委員候補者名簿に登載された市民の扱い</p> <p>9 組織 審議会は20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。</p> <p>(1)市の議会の議員 (2)市の執行機関の委員 (3)市内の公共的団体等の役員及び職員 (4)知識経験を有する者 (5)公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民</p> <p>のうち、(5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民の扱いであるが、「公募委員候補者名簿に登載された市民」は削除していただきたい。すべて公募で選出するよう改めていただきたい。</p>	<p>無作為抽出による「公募委員候補者名簿」については、日頃、市政に参加出来ない市民の方、いわゆるサイレント・マジョリティの方から広くご意見を聴くことができるということと、会議のさらなる活性化やより公正で透明な運営が可能となることなどを目的に、平成25年10月から実施しています。</p> <p>立候補のみの選出については、一人の方が、複数の審議会等の委員となると、他の市民の方のご意見をお聴きする機会が少なくなり、市民参加の広がりという点で課題になるものと考えられることから、無作為抽出方式による「公募委員候補者名簿」と立候補方式を併用しているところです。</p>	政策企画課